

「手術看護実践指導看護師」認定審査の流れ

審査希望者の申請

1. 申請資格の確認
2. 申請に必要な書類を入手（学会ホームページから）
3. 申請書類に必要事項を記入のうえ、簡易書留にて事務局に締切日までに郵送すること
 - ・審査に必要な書類作成
 - ・申請料（30,000 円）の振込（払込受領証の写し）
 - ・申請年度の年度会費の「領収書」または「払込受領証」の写し

審査と結果通知

4. 認定審査委員会に置いて書類審査を行う
5. 合格発表
 - ・合格者には登録手続きを知らせる
 - ・不合格者は理由を添えて結果を伝える

合格者の登録と認定証の発行

6. 登録料（10,000 円）を振り込む
7. 認定証とバッジの発行

更新審査申請

8. 手術看護実践指導看護師認定者は 5 年後に更新審査を受ける
 - ・認定後は継続して、本学会の会員であること
 - ・5 年後再申請しなかった場合は無効となる
 - ・5 年間のポイント 50 点の書類等必要書類を作成して申請する
 - ・事例は 1 事例とする（審査あり）
 - ・更新の審査料、登録料は 30,000 円とする
 - ・退職した場合は保留となる
 - ・所属等の変更があった場合は 6 か月以内に届け出る（会員登録事項変更届提出）

認定看護師の申請について

9. 認定看護師資格を有する者で、学会会員（申請年度の学会入会の手続きを終了した者）であり、①登録願（様式 14 号）と②認定看護師認定証の写しおよび③登録料 10,000 円を納入した証明書（払込受領証の写し）と④申請年度の年度会費の「領収書」または「払込受領証」の写しを添付のうえ、申請すること
＊認定後は継続して、本学会の会員であること
＊更新手続きは、上記申請手続きと同様とする

■申請料・登録料の納付；郵便局備え付けの払込取扱票で納付のこと

口座記号番号：00100-8-790341 加入者名：手術看護実践指導看護師認定制度

* 氏名、勤務先、勤務先所属部署、会員番号を記入のこと

(2018/08 改定)